

視察・研修報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 増田 誠宏

下記のとおり、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 掛田 勝彦

経理責任者氏名 増田 誠宏

期 間	令和 4 年 5 月 2 0 日（金）
用 務 先	広島県土木局 都市計画課・河川課
用 務	広島型ランドバンク事業・特定都市河川指定についての調査 担当職員より説明・質疑応答
概要及び所見 （目的、参考 にすべき事 項、提言、活用 策等）	<p>○広島型ランドバンク事業</p> <p>ランドバンク事業（小規模連鎖型区画再編事業）とは、空き家や空き地などの隣接地や前面道路と一体として捉え、小規模での区画再編をして、接道状況や土地形状の改善を図り良好な居住環境整備につなげることにより、土地に付加価値を与える事業である。</p> <p>広島型ランドバンク事業スキームとして、地元住民組織と自治体で事業を進める「ランドバンク協議会」を設置し調整等を行い、土地買収・工事・販売は民間が行う。令和 3 年度はモデル地区の条件となる「居住誘導区域内で駅周辺等のポテンシャルが高く、地元のまちづくりの機運醸成がある地域」を満たしている、三原市本町地区をモデル地区として決定した。モデル事業により実例を重ね、令和 6 年度を目処に検証結果を基にマニュアルを作成して全県へ展開していく。</p> <p>○特定都市河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について <p>特定都市河川浸水被害対策法に基づき、指定流域内で雨水貯留浸透施設の設置を伴う一定規模以上の開発行為等が行われる際に必要となる標識について、必要な事項を定めるため条例を制定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定都市河川指定の効果 <p>全国的に気候変動の影響により降水量は増加しており、ハード対策を含め河川整備</p>

の見直しが必要になっている。一方、河川の整備のみでは浸水被害解消が困難であり、「流域治水」を本格的に進めていく必要がある。特定都市河川の指定がされることにより「河川整備などハード事業の加速」「遊水地など、雨水をためる場所の確保やため池の活用」「水害リスクの高い土地の利用規制」、と大きく3つの項目にて流域治水を推進していく。

【所見】

本市も十日市地区や三次地区においては、狭く老朽化した家屋が密集している地区もあり、良好な住環境を構築するため、家屋の改築等を行うためには再開発の必要性がある。一方、現時点においては大規模な再開発事業を行うことは困難である。対してランドバンク事業は小規模な区画再編事業であり、本市でも取り組むことが出来る事業である。適地を選定し県のモデル地区に応募することも検討すべきである。

特定都市河川指定について、本市も江の川上流域が指定される見込みであり、流域治水の推進には大きな効果がある。開発を抑制してしまう可能性もあるので、効果と課題を十分に研究し、市民や事業者にとってより良い結果となる様、取り組む必要がある。大きなメリットもあるので、江の川上流域以外への適用も今後国に要望していく必要があると考える。